

福島県依存症等に関する問題に取り組む民間団体支援事業費補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題（以下「アルコール関連問題」という。）、薬物依存症に関する問題、ギャンブル等依存症に関する問題（以下これらを総称して「依存症等に関する問題」という。）を抱える者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症等に関する問題の改善に取り組む民間の団体（以下「民間団体」という。）が実施する地域生活支援事業に要する経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、民間団体のうち別に掲げる要件を全て満たし、第3条の（1）から（4）に定める活動を行う団体をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の「アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業」、「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」及び「ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」に規定する事業であって、次の各号に掲げる活動とする。

（1）ミーティング活動

ミーティング会場の確保など、依存症等に関する問題を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動。

（2）情報提供

情報提供に使用するリーフレット作成経費など、依存症等に関する問題を抱える者やその家族の問題に資する情報提供。

（3）普及啓発活動

依存症等に関する問題に対する理解促進のための刊行物発行に要する費用援助など依存症等に関する問題に対する普及啓発活動。

（4）相談活動

相談会場の確保や相談に同席する専門家への謝金など、依存症等に関する問題の相談を受ける活動。

(補助金の交付額)

第4条 補助事業、対象経費、補助率及び補助上限額等は、別表のとおりとする。

2 交付額は、別表に基づき補助事業ごとに算出した額の合計とする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、福島県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類とは、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表の対象経費欄に定める各事業内の対象経費間の補助事業費に要する経費の配分の20%以内の変更及び各事業間の対象経費支出額の20%以内の変更とする。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、福島県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算

払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき、補助金の概算払いを受けようとするときは、福島県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（完了報告）

- 第11条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金事業完了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- （1）事業実績書（別紙3）
- （2）収支決算（見込）書（別紙4）
- （3）その他知事が必要と認める書類

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付の請求）

- 第14条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、福島県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付請求書（第7号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第15条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効

用の増加価格が50万円以上の機械、器具その他の備品とする。

- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備）

第16条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

別表

対象経費	区分	補助上限額	補助率
国交付要綱別表の「アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業」、「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」及び「ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」に定める賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金	ミーティング活動、情報提供、普及啓発活動、相談活動	300,000円	10/10

※1 算定は、補助事業ごとに行うものとし、1,000円の端数は切り捨てる。

※2 対象経費に充当されるべき補助金以外の収入がある場合は、相当額を控除するものとする。

※3 「国交付要綱」とは、平成21年8月25日付け厚生労働省発障0825第1号厚生労働省事務次官通知の別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」をいう。

※4 対象経費欄の〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名を示したものである。

別に掲げる団体の要件

- (1) 依存症等に関する問題に取り組み、依存症等に関する問題を抱える者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与する団体で、第3条各号に掲げる活動のうち、いずれかの活動を、年間を通じておおむね月に1回以上実施する団体であること。なお、申請時から遡り過去1年間においても同様の活動実績を有すること。
- (2) 県内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (3) 県内に在住、在勤又は在学する者を構成員として5割以上有する団体であること。
- (4) 構成員を5人以上有する団体であること。
- (5) 交付申請を行おうとする年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない団体（複数の申請団体で構成員の2分の1以上が共通する場合は、これらの団体は同一団体とみなす。）であること。
- (6) 交付申請を行おうとする年度において、補助事業に関し、他の制度により補助金等の交付を受けていない団体であること。
- (7) NPOその他営利を目的としない団体であること。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (10) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (12) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。